尾張国山田郡水野氏の中世系図につい

南山アーカイブズ 第一五号 二〇二〇年一一月 三三一五アルケイア―記録・情報・歴史―

頁

南山大学人文学部人類文化学科 計 出 幹 哉

33

The Medieval Genealogy of the Mizuno-Family of Yamada-gun, Owari-no-Kuni

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,
Nanzan University

AOYAM

AOYAMA Mikiya

むすびに 一 系図と古文書の伝来について 一 系図の制作過程

尾張国山田郡水野氏の中世系図について

青山幹哉

はじめに

ては、 頃に作成されたと推定される中世系図が所蔵されていた。この古系図 つは、江戸前期からその存在が広く知られていたことである。 尾張藩士水野権平家 いささか疑問に思う点が二つある。一つは、十五世紀以降の子孫が書き継がれていないことであり、 (江戸時代中期の当主の多くが「権平」を名乗ったので、このように称す) には、十五世紀 (以下、「水野氏中世系図」と記す) もう につい

多い。それは将来の子孫による書き継ぎを想定しているからである。水野氏中世系図にも末尾には余白があり、 末の人物名の左には朱の系線が続いている(図一参照)。にもかかわらず、なぜ、書き継ぎがなされなかったので まれている自分の子・孫の世代までを記載する。それだけではなく、系図末尾に幾分かの余白を設けておくことも そもそも、 新たに自分の家(一族)の系図を作成する際には、作成者(または依頼者)である自分か、すでに生

あろうか。

法事などの重要な祭事に際して身内だけが披見するものである。たやすく興味本位の他者に披見を許すものではな たと思われる。このことは、単にその時々の水野家当主の性格に帰せられるべき問題なのであろうか また、一族系図・家系図というものは、自家のレガリアともいうべきものであり、通常は大切に保管しておき、 しかし、 水野氏中世系図は、近世早くからその内容についても他者に知られており、 他者の実見が許されて

ことにする。ただし、本稿では、水野氏中世系図を原本ではなく写真版によって調査したことを明記しておく。

以上のような関心から、水野氏中世系図とは、どのような特質をもつ系図なのか、

本稿において詳しく考察する

系図の制作過程

野氏系図」、奥裏書に「昭和五十四年八月成巻了」と、表装の日付が記されている。 水野氏中世系図の現状は、縦三二・五センタヒ、横二〇八・〇センタヒ、楮紙四紙を継紙した巻子であり、 外題に「水

致高は、 氏祖を桓武天皇とし、 応永十九年(一四一二)十二月二十四日付けの称光天皇口宣案に見える人物である。 初めて「水野」と名字が小書された「景俊」を経て、致高の子である頼致の代で終わる。

水野氏中世系図は、内容と表記方法から、三つの「固まり」に大きく分けることができる(図一参照)。

37

桓武天皇から師桑平次経家まで

(1)

- ② 景貞から致氏まで
- A 景家·景俊

流

- C 高康·高氏
- D 景清流・景広流

③ 水

野致顕以降と高氏

1 ば 中 世の 桓 |武平氏系図とほぼ共通する冒頭部から始まり、 高望王の子の良将・良繇 良村・良兼兄弟の列記

が社会に広まっていたことがわかる。また、「公雅」の子孫として、 ろう。 が 小書に「相馬小次郎」の注記があるあることから、この系図の作成時期には、 来院家本平氏系図」などと同様である。 あ ŋ ただし、 その兄弟の中から良兼の流が選択され、 良兼流以外に、 水野氏とは関係のない良将流に 桓武平氏系図としての共通の祖型があり、それを範として作成したのであ その後が記載された。この箇所は、 「将門 水野氏と関係の ―将常」と子孫が記され、「将門」 すでに将門を相馬氏の祖とする言説 おおむね ない致成流が入っているが 『尊卑分脈』 の左 Þ 一傍の

てい 型からの写しとしては、やや雑なところが数カ所に見受けられる。「良村」の右傍には るが、 これは「村岡五郎」 のはずである。 また、「公雅」の「公」であるべき文字の画数は書き直 「村岡 四 郎 と小 したか

実際、この系図を翻刻した『瀬戸市史資料編三』では「公」ではなく「玄」と判

読

ように一画多いようにも見え、

れ

これも軍記物などで有名となっていた「鎌倉権五郎」をあえて記すためであろう。

して「玄雅」としている。

ており、

経家はこの辺りに勢力をもったのであろう。

称する尾張地方の豪族系図としての姿が現われる。「師桑」 良兼 0 流 れは、 これも軍記物で名高い大箭の致経まで下ると、 の地名は、 その子に「師桑平次経家」を釣り、 現在の愛知県愛西市に「諸桑」として残 ここで平氏を

こ の 一 たらしい。 述べる諸氏 ② は、 族は 新しい行の最上列に位置する「景貞」を祖とした一族の系図となる「固まり」である。 が同 尾張国山田郡の「志談」 族であることを主張する形態、 (名古屋市守山区志段味)、 「一族系図」 の躰をなしている。 水野 (瀬戸市) や那古野 名字となった地名から推測すると、 (名古屋市) すなわち、 以下に

野氏) に後から情報を得て追加したか、 の 子 ・ 兄弟の流れ 景家流 と景広流 孫である (岡田 (志談氏) 「高康」「高氏」 (那古野氏) 太田氏)と景俊流の水野有高までの箇所 の箇所(B)が追加されたように見える。また、「高支」(「高文」あるいは「高友」の誤写か) の箇所 の箇所 単に朱を入れ損なったか D Ĉ は、 の系線は朱ではなく墨であり、 Bと同時に記載されたものかと思われ Â (他の系線は墨に朱を重ねている)。 が先にあり、 高康・高氏の二世代についてはさら 列を上に上げた高重から高俊までの る さらに景清流

(2) (7) В 高俊の子 の箇所、 すなわち高重流の志談氏と高俊流の水野氏を主とする箇所が、 高致の子「致氏」に小書された「水野 この系図の主 要部 であった。

刑部左衛門三 郎 「致高」に斜線を付して見せ消ちで「高致」とした訂正と、 0) Ξ を上から書き直した痕跡が見られる。

の右 D に 0 箇所にもい 度、 系線を引き人名を書いて消した痕跡が見られる。 くつもの訂正が見られる。「景清」から下に垂直に系線が引かれ、「 中世系図では基軸から左に系線を引いて子を釣るの 基清」 が 釣られて るが、 そ

迷いながら記載した箇所と思われる。 読不能)、その左傍の「那古野平六」とある小書も「野平」の字に太く二度書きして、 が 直している。このような訂正の多さを考慮すると、 したことになる。だが、この追加は擦り消された。また、「景広」の「景」字も書き直され .通例であるので、基軸よりも右に書くということは「基清」を書いた後から誰か Dの箇所は下書きから清書したものではなく、 (基清の兄か)を追加しようと 最初に書こうとした文字を (消された下の字は 書くべき事項を

②までが、一旦、作成された後に追筆された(書き継がれた)箇所であろう。 分立していた。 現存する水野家古文書から推察するに、 ③ は、 水野致顕 水野氏中世系図は、 (致秋) からの三世代と高氏兄弟が記載されている箇所で、それまでとはいささか筆が異なる。 致国流を記載せず、致秋 (=致顕) 少なくとも足利尊氏派に属した致国と、 の流れのみを記載している以上、 十四四 [世紀の観応の擾乱の頃 足利直義 南朝派に属した致秋が 水野氏は ③の箇

所

は致秋流によって書かれたものと思われる。

ち、 野 0 きから作成され、 流 以 志談氏らを中心として、 上から推定される水野氏中世系図の制作過程を整理しよう。 れの者によって書き継ぎされ、 すぐに②B 複数の家を包括する一 . C D 現形の系図となった。それは、 が新たな情報を元に若干の試行錯誤を交えて追筆された。この段階では、 族系図 0 制作が意図されたものと思われる。 最初に①と②Aの箇所が元となる系図ない おそらくいくつかの流れに分かれた水野氏のう その後、 し下書 致

致秋流が嫡系であることを示すためであろう。

水野元右衛門家の系図には、

「致高」

の孫は

「平三郎致元」で、その孫である「庄八郎致元」

は

一濃州妻木

現

二 系図と古文書の伝来について

下、「水野元右衛門家」と称す)であった。ただし、厳密に言えば、 行を認められて織田信雄に仕えた「久次郎致勝」である。 延享四年(一七四七)、尾張藩で藩士の系図集である『士林泝洄』が完成した。その中に、水野氏中世系図最末の人「頼 (致頼)」の子孫を称した家が二家あった。 (『張州雑志』 所収の水野氏系図による)、 一つは、三十石の水野権平家であり、もう一つは、百五十石 あるいは玄孫 (「水野家家系譜下 同系図における水野権平家の ・書」による) とされ、 初祖 ロの水野 は 百貫文 頼 致 以 知 0

同ウスレ 等が略述されている。 守公雅之裔、 士林泝 然上中 洄 日 所収 水野 ·間断絶、 の水野 備中守致顕 それに対し、 不」可::具知:、 権平家の系図冒頭には、 水野元右衛門家の系図冒頭には「家譜曰、此流与, 尾州水野住人水野 住 |尾州春日井郡水野邑"|、 (下略)」とあり、 「家譜」日、 水野氏中世系図の存在を示唆する記述は 桓武天皇 (下略)」とあり、 孫高望王、 三男鎮守府将 水野氏中世系図の伝える内 軍平良兼 子 武

野家家系譜下書」にも、 岐阜県土岐 (市) に住み、「妻木玄蕃頭」 頼致は「土岐美濃守持益に従ヒ、 に仕えた、と記されている。 濃州野尻邑」に移住した、としてい 文化九年 (一八一二) に作られ る。 土岐持益は美濃 た権平家の

守護を務め、 文明六年 (一四七四) に六十九歳で死去した人物であ

その真偽については不明と言わざるを得ない 移った、との 水野権平家も水野元右衛門家も、 「記憶」を伝承するようになったわけである。むろん、それが事実であることを示す「記録」はなく、 十五世紀から十六世紀にかけて本領地である尾張国 I山田郡: 水野

め にも盛衰があり、 そもそも鎌倉時代から続くような名族ならば、多くの庶流を生じたはずであり、時代の経過とともに嫡庶の諸 十五世紀半ば以降 おのずから「嫡流」も変転するものである。 (系図の③を書き継ぎした致秋流の某から以降) 山田郡の水野氏の場合も例外ではあるまい。 の水野氏中世系図の所有者については確 そのた 流

が十人いたが、 天正十年代 (一五八二年以降) に成立した思われる 知行地・貫高・名前から、 百貫文の知行を認められて織田信雄に仕えた「久次郎致勝」(『士林泝洄 『織田信雄分限帳』 には、 尾張・ 伊勢で水野姓を称 した給

所収系図での水野権平家の初祖)に該当する人物は見あたらない。(セ)

用を務める「水野御案内之者」を務める水野久之丞(正勝)が「三十石」と記されている。与えられた石高はさほ ど多くなく、 水野権平家が尾張藩の分限帳に記載されるのは、寛文十年(一六七〇)のことで、そこには、藩主側向の 水野元右衛門家の百五十石に比べれば五分の一に過ぎない。 名族の流れを汲むとは言え、 有力な藩

家ではなかった。 水野権平家が水野氏中世系図を所有していたことを示す、 もっとも古い史料は、 尾張藩士の天野信景

一七三三年没) が書き綴った『塩尻』にあった。その巻之三十八には、次のような記述がある。(8)

の時、 三男鎮守府将軍平良兼の子武蔵守公雅の裔也、 永十九年の春備中守に任ず、 ○尾州本貫の水野氏或亦藤原等各家其譜を蔵む、 尊氏公水野平七に賜はる小文、 其口宣今現に有、備中守は応永十九年十二月廿日卒す。上水野村感応寺に葬し、 高師直役の時直義より賜ふ所の小文は、 治承四年四月の下知状以来代々の古証状多し、 按ずるに春日井郡水野村住水野正照が家古系図あり、 水野平七拝せし。 其中に青野原 其後水野致顕 合

応

談氏 内府に仕 雲院仁峰宗知居士と号す、 有。 へ百貫文の地を領す。 水野代々の城地は上水野村の内一色と呼地なり。 其外先祖山田郡志談郡司職を八条院より補したまひし状等数通あり。 内府配流の後牢人となる、 凡備中守より今正照迄八代なり。我府下に仕へて漸 [割註] 村より十二三町北東の方也。」 水野 水野久次郎 の庶流 に志 織 \mathbb{H}

を起す。

(後略

有者となっていたことがわかる。 で死去した。この史料から、遅くとも十八世紀初頭までには、 この一行目に見える「水野正照」 は、 尾張藩の御林奉行を勤めた人物で、 水野権平家が水野氏中世系図と数点の中世文書 享保元年 (一七一六) 三月に六十六歳

野氏中世系図と家蔵古文書の閲覧を他人に許した。天野信景が『塩尻』でその存在することを明らかにした文書は ここで、水野権平家が所持していた中世文書について見ることにしよう。 江戸時代、 水野権平家は、 いくどか水

青野原合戦 治承四年四月の下知状 の時、 尊氏公水野平七に賜はる小文」 表一 〈後載〉 0)

表 (後載 の 5 か^② の 9 か²⁰

高師直役の時直義より賜ふ所の小文ふ所の小文は、 其口宣_ 水野平七拝せし」 表一 表一 〈後載〉 後 載

表 (後載 න 2 0

16

0) 五点であった。

先祖 水野

郡 応 永十

志談郡司職を八条院より補したまひし状」

致顕 Щ 田

九年の春

備中守に任ず、

に水野権平家で採録されたものであれば、 集したものを寛政期の水野守俊が加筆したものとする説が有力ではある。 有古文書が書写され、 また、『尾陽雑記』巻之八には、「水野系図」(水野氏中世系図) 収められた。『尾陽雑記』の著者と成立には諸説があり、 『塩尻』とほぼ同時期の情報ということになる。 と「補郷司職事」「軍忠状」などの水野権平家所 もし元禄年間(一六八八~一七〇四年) そのうち、元禄期の水野貞信が

また、『尾陽雑記』 では、 観応二年 (一三五一) 十一月二十五日付け足利直義感状には「○又一通有あて名可

には写しがあったようである。 正平七年(一三五二)閏二月二十三日付け新田義興感状には「○此文躰二通あり」との按文があり、 これらの文書

には、『尾陽雑記』では採録された正平六年(一三四七)十一月二日付け洞院実世御教書の記載がない。この文書は る。水野権平家では一七七五年に当主となった正恭の代に採録されたものと思われる。この採録時点で、「本紙紛(ミシ 採録のこれらの文書には、 失未詳」とされた文書が三点ある。文書正文が紛失していたため、写から採録したらしい。そのため、『張州雑志 内藤正参が宝暦二年 その後、 『張州雑志』第九十五にも、「水野系譜」「水野家蔵古證書」(十四通) (一七五二) 花押が写されていない に起筆し、その死 (他の採録文書には花押影が書かれ (天明八年〈一七八八〉)まで執筆が続けられた未完の書であ が収録された。『張州雑志』 ている)。 さらに、

を比較したものである 以上のことを整理しよう。 (現在の水野家文書については、 表一は、 『尾陽雑記』 『張州雑志』に採録された古文書と、 「愛知県史 資料編』 の史料番号で記載した。「資」 現在確認できる水野家文書 は資料

に朝

ついては、

写もなかったようである。

方から

田中。岩見房」に対する軍勢催促状であるが、この岩見房と水野氏との関係は不明である。

この文書

編

の略記である)。

水野家所蔵中世文書の諸本掲載比較 表一

21	小时刻///成十巨人自少的小时就起来								
番号	年号	西暦	月日	文書名	差出	宛所		張州 雑志	愛知県史
1	治承4年	1180	12月23日	源朝臣下文	源朝臣	山田庄志田見郷 (平高家)	0	0	資7-1324
2	寿永3年	1184	2月11日	某下文	某	山田御庄内志談百姓等所 (平隆家)	0	0	資7-1389
3	建保3年	1215	2月18日	祐信譲状	祐信	(女子宮御前)	×	×	資8-147
4	(徳治3年』)	1308	後8月16日	袖判 某奉書	某	志談刑部左衛門尉	0	0	資8-664
5	建武2年	1335	11月2日	足利直義軍勢催促状(小折紙)	足利直義	水野平七	×	0	資8-990
6	正平2年	1347	11月2日	洞院実世御教書(小折紙)	伊賀守国宗(奉)	□□(田中ヵ)岩見房	0	×	資8-1218
7	観応2年	1351	1月16日	水野致秋軍忠状	水野平太致秋	(証判、今川朝氏)	0	本紙 紛失 (写)	資8-1289
8	観応2年	1351	2月4日	足利直義感状(小折紙)	足利直義	水野平太	0	本紙 紛失 (写)	資8-1296
9	観応2年	1351	2月12日	水野平七致国官途言上状	水野平七致国	(証判、足利尊氏)	0	0	資8-1299
10	観応2年	1351	11月25日	足利直義感状(小折紙)	足利直義	水野平太	0	0	資8-1330
11	正平7年	1352	閏2月23日	新田義興感状(小折紙)	新田義興	水野平太	0	0	資8-1339
12	正平7年	1352	3月3日	水野平太軍忠状	水野平太致秋	(一見了、新田義興)	0	0	資8-1340
13	正平7年	1352	5月3日	新田義興袖判下文(小折紙)	新田義興	水野平太致秋	0	本紙 紛失 (写)	資8-1341
14	正平7年	1352	5月24日	新田義興充行状(小折紙)	新田義興	水野平太	0	0	資8-1342
15	正平7年	1352	6月13日	新田義興官途吹挙状(小折紙)	新田義興	水野平太	0	0	資8-1343
16	応永19年	1412	12月24日	称光天皇口宣案(宿紙)	藤原経興(奉)	平致高	0	0	資9-1022

か、 との記載があり、 定することは可能である。しかし、それならば、 家に伝来した以上、 を譲与するというものであり、 であったはずである。ただ、この文書は、 尾 その 田 張 畠の 玉 理 [海東郡にある蟹江御品田 所有権ととも権利付与文書も水野氏に残ったと推 由 が判然としない。 当然ながらそれ以前から水野権平家の 宮御前は水野氏に関係する女性であり、 むろん、 なぜ水野権平家に伝存した 宮崎中 この譲状が水野 河 祐信が女子宮]原畠、 なぜ『尾陽 宮崎 御

菩提寺である感応寺へ寄託した際の目録には 九月十五日、 にも 較すると、 付け祐信譲状 現 採 状 が録され の文書群と『尾陽雑 異なる点がある。 水野権平家の子孫である水野信夫が、 ていないのである。 (表一の3)が、『尾陽雑記』にも『張州雑志 記』『張州雑志』 建保三年 昭和二十九年 (一二一五) 二月十八 採録文書群を比 古文書を 九五 四

H

一、証 文

通

建保三年二月十八日附、 宛名なし」

所

屋

0 敷 前 有

雑記

『張州雑志』

そもそも、

水野権平家の中世文書は先祖から相伝されてき

の段階で採録されなかったのであろうか。

流が相伝するものではない。水野氏が保持しているべき文書は、 該当する治承四年の源朝臣下文(表一の1)と寿永三年の某下文 権利を示すものであり、 た文書としては、不自然な点が多すぎる。家伝文書の中核は、 本来、「志談」を名字とした高重流に伝来すべきものである。 所領所職に関する権利文書である。 水野郷にまつわる安堵状や充行状等であるべきだ (表一の2) は、 山田郡志田見(志談) 「水野」を称して分かれ しかし、それに に関する

権平家が世襲した 某年閏八月十六日付け袖判某奉書 御 林 奉行」 の職務と、 なにやらつながりを暗示しているようにも思える。 (表一の4)の内容は、 鷹と山の管理に関するもので、 江戸時代の水

が、

そのような文書は水野権平家所蔵文書の中に存在しない。

の 5 ~ さらに、 15 水野権平家の中世文書の主たるものは南北朝動乱に関わるものであり、 に及ぶ。これにより、 南北朝の動乱で水野氏は、 足利尊氏派の「平七致国」と反尊氏派の その数は全16点中の 「平太致秋 11点 (表

に分裂したことが判明する。 通の文書 納得もできる。 書を相伝していった、 の理由で入手したと考えざるを得なくなる。 しかし、 (表一の5、 なぜ両派の史料が同一の家に伝来したのか、不思議でもある。 しかし、 6 あるいは致秋流もなんとか生き延びて致秋関係の文書を相伝していった、 両派の文書が致秋の子孫を称する家に伝来した以上、 8 10 11 13 14 ただ、この場合でも疑問点が残る。 15)についてである。この八通は、 尊氏派の致国流が勝利して致国関係の文 致秋の流が致国関係文書をなんらか それは文書形状 通例からすると一 が小 ということならば 折 回り小さい 紙である八

る他の文書三通 の文書を一括して入手したことを示す有力な証拠となるであろう。しかし、 表一 の 7、 9 12 が致秋関係の文書であれば (あるいは両者の関係が逆であっても)、 表一に見るとそうではない。小折紙 反対派

文書であり、

案文の可能性も指摘されている。

もし、

この八通がすべて致国関係の文書であり、

通

例の大きさであ

八 通 の中でも、 そうではない三通 の中でも、 致国と致秋の関係文書が混在してい

含め、 に帰した可 州 **二雑志**』 ħ 以 な 上の考察から、 さまざまな方法によって集められたものではないだろうか。 (V 採録時の 能性が か 高 「本紙紛失未詳」の問題は、 江戸 0 建保三年の祐 あくまでも憶測となるが、 、時代における水野権平家の中世文書は、 信譲状 表一 あるい の 3) 水野権平家所蔵の中世文書は、 は一七三八年に水野権平家を襲った危機と関係があった は、 『張州雑志』 時期によって変動があったことがわかった。 採録時以降に、 後代における収集という方法 ようやく水野権平 家 0 か 所 張 有

氏 守 年の某下文 にして、 宁 氏 中 補任した治承四年の 最 世 0) 中 後に別の視点からも考察してみよう。 系 の注記だけ 任官状であ 世 系図中 図 系 はほぼ水野権平家所蔵中世文書と無関係に作成された、 図では、 (表一の2) 0 人名の注記を小書する。 る称光天皇口宣案 しかない。 権平家所蔵中 源朝臣下文 (表一の1) が手元にあれば、 すなわち、 世文書を参考としたと思わ 表 水野氏中世系図 もし、水野氏中世系図 0 系図の中の 系図を作成する際には、 16 や「平隆家」 を所持、 「高家」の傍らにその職を注記! れしてい 0 を 固まり」 n たことが る 0 Щ 形跡は、 作 と考えられるのである。 通例、 田御庄内志談」 :成時に、「平高家」 3 推測できるだけである。 (前節参照) 系図末尾 関係する 0) 0 を書き継ぐときにだけ 所蔵してい したと思わ を「山 郷司職」 致 高 田庄志田見郷 に付い れる。 に補任した寿永三 る 換言す せら れば、 れた しかし、 下 水 備 任 水 野 中

むすびに

たとは思えない。 効力のある史料であった。戦国時代において鎌倉・室町時代の古文書を所有することにさほどの価値があ 、時代の尾張藩士にとって、中世文書は本来、 しかし、 教養の時代である江戸時代において中世文書の価値は大きく上がったのである 非現用文書であった。ただ、自らの家の由緒を示すという意味

氏中世系図にはより一層大きな価値があったと言えるだろう。 権平家が古里水野の山野を管理する御林奉行であったとしても三十石取りに過ぎなかったことを考慮すれば、 を誇示する絶好のアイテムであった。とくに同族である水野元右衛門家が百五十石取りであったことに対し、 水野氏中世系図は、 水野権平家にとって、自らの出自が桓武平氏であり平安時代から続く名族の嫡流であること 水野

家格の高さを主張するため、 存在が知られてい である。 水野権平家も書き込むべき先祖の人名を確定させたわけだが、 継ぐべき先祖も不明となったのではないだろうか。その後、江戸時代中期以降になると、系図作りの技法は進展 によって書き継がれなかったか、という疑問であった。これに対しては、 のが一旦忘却されてしまい、江戸時代初めまでに系図の所有者となった水野権平家にとっては、 ここで「はじめに」で記した疑問について回答しよう。一つ目は、 水野氏中世系図の内容が好事家に知られれば知られるほど、水野権平家としては自らの先祖を書き継ぐこと それは二つ目の疑問に対する回答ともつながる。二つ目は、 たか、 という疑問であった。これに対しては、 早くから水野氏中世系図を他者に披見させた、 その時にはすでに書き継ぐ時機を逸してしまったの 尾張藩士として卑格とされた水野権平 なぜ水野氏中世系図には十五世紀以降の子孫 なぜ水野氏中世系図は江戸時代前期からその 戦国時代の混乱によって系図の存在その という仮説を提示した この系図に書き そしてその 家が自らの

に躊躇せざるをえなくなったのであろう。

を考える一助となれば幸いである。

以上、 水野氏中世系図について史料論的分析を試みた。 憶測だらけの結論ではあるが、 史料としての系図の価値

註

て提出することはあった。(1) 新たに仕官する際など、主人に求められて系図写を作成し

カラー口絵「図版5 水野氏系図」を用いた。 および『愛知県史資料編1』(愛知県、二〇一四年)掲載の(2) 『瀬戸市史資料編三』(瀬戸市、二〇〇五年)掲載の写真版、

(3)『瀬戸市史資料編三』(瀬戸市、二〇〇五年)二八五号資料による。

田大宮司千秋家譜』の構成について―系図を「固まり」から(5) 系図を「固まり」から考察する手法については、拙稿「『熱(4)『愛知県史資料編9』(愛知県、二〇〇五年)一〇二二号資料。

弟としている。中世の平氏系図については、拙稿「「〈顕わす、(6)『尊卑分脈』(脇坂氏本)では、良葉、良蘇、良文、の五兄本平氏系図」では、良望、良持、良茂、の八兄弟とし、「入来院家良孫、良広、良文、良持、良茂、の八兄弟とし、「入来院家、書える─」(『愛知県史研究』22号、二○一八年)を参照。

(7) 村上春樹『将門伝説』(汲古書院、二〇〇一年)参照学研究』54号、二〇〇四年)を参照。

鈴木哲・関幸彦『闘諍と鎮魂の中世』(山川出版社、二〇一〇年)妻鏡』に言及があり、中世武士社会におい広く知られていた。

襲して「玄雅」となっている。(9) 『愛知県史資料編14』での翻刻も、『瀬戸市史』の読みを踏第二章のうち「鎌倉権五郎景政」を参照。

(10) 江戸時代末期から明治時代初期に、この系図を書写した系図「とした。同系図写は、東京大学史料編纂所所蔵謄写氏系図」とした。同系図写は、東京大学史料編纂所所蔵謄写で、江戸時代末期から明治時代初期に、この系図を書写した系

県、二〇一八年)第三章第二節を参照。 南北朝期の水野氏については、『愛知県史通史編2』(愛知

11

- を初祖、その子を「致頼」とする。「致頼」は「頼致」のこ(12) 巻第百に水野権平家、巻第百六に水野元右衛門家(「致高」
- (3) 名古屋市蓬左文庫本を翻刻した刊本の『張州雑志』第十二続編』第二十巻〈名古屋市教育委員会、一九六八年〉所収)。とであろう)の系図が収められている(ともに『名古屋叢書
- これは、文化九年(一八一二)に水野権平家当主である正矩(14)『瀬戸市史資料編4近世』(瀬戸市、二〇〇三年)23号資料。巻(愛知県郷土資料刊行会、一九七六年)五三五ページ。
- (5) 注(14) と同。

が書き上げたもの

- 第一節(鈴木重喜執筆)。
- 第二節(鈴木重喜執筆)。 第二節(鈴木重喜執筆)。
- 綱誠の命で『尾張風土記』の編集に従事した(『尾張風土記』版第一刷)二九二ページ。天野信景は、尾張藩三代藩主徳川(18) 『日本随筆大成』第三期14巻(吉川弘文館、一九九五年新装

は未完)。

(19) 註(12)所掲の『士林泝洄』巻第百所収の水野権平家系図の9とは年が違う。

「高師直役」、すなわち観応の擾乱は、観応元年(一三五〇)

十月から始まった。表一の5とは年が違う。

刊本としては、名古屋市の奥田定・所蔵本十冊を底本とし

22

- 三井文庫旧蔵資料のうちにある「尾陽雜記」写のデジタル画した。本稿ではこの復刻本、および国文学研究資料館所蔵のれ、その復刻本を愛知県郷土資料刊行会が一九七七年に発行て岩田鉄次郎が訂正・増補したものが一九三二年に発行さ
- 像 https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/200018623/viewer/242 ~ 250
- (2) 『新編東浦町誌本文編』(愛知県知多郡東浦町、一九九八年)
- (5)『国史大辛典』尊し巻(吉川人文官、一してした(24) 註(13)所掲書五二九~五五一ページ。
- 志」項(小島広次執筆)による。(25)『国史大辞典』第九巻(吉川弘文館、一九九八年)「張州雑
- (27) 註(11)と同。
- である正朝(『士林泝洄』巻百所収の水野権平家系図では「正(28) 「水野家家系譜下書」(註(14)参照)によると、正興の兄
- 林奉行見習となっていたが、兄の事件のためか元文三年三月事件があった。弟の正興は、享保十八年(一七三三)から御ために御林奉行を免じられ、四月に尾張藩を「立去」という等」と表記)が、元文三年(一七三八)三月に「不行跡」の

とか保たれた。なお、『張州雑志』第九十五所収の水野家系 目之由」との恩情で御林奉行に任命され、水野権平家はなん

免職となったものの、翌年七月には「代々相勤来筋

に三具

义 秀の養子となって跡を継いだ人物であった。 (水野氏中世系図とは別の系図) によると、

正朝は兄の正